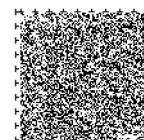
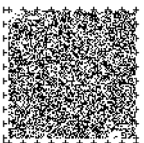


第5章 計画の推進



(手話の普及を目的とした横断幕の掲示)





1. 計画の推進・フォロー体制

本計画は、障害福祉サービスに加え、保健・医療、社会参加、就労、療育・教育、まちづくり、理解と交流、権利擁護など、幅広い内容を含む計画であることから、計画の推進にあたっては、様々な関連分野が加わり、総合的に施策を推進する必要があります。

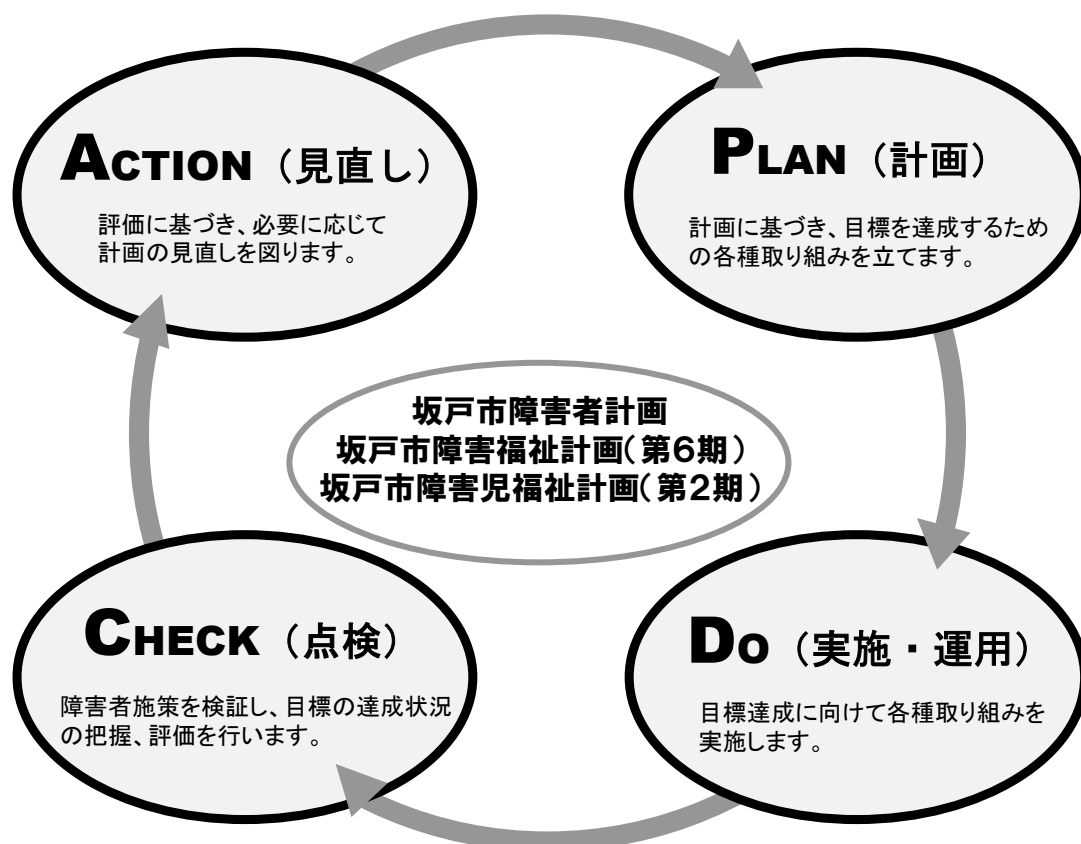
そのため、庁内においては、関係各部署による推進会議等を通じ、部署間の連携強化と全庁的な取組を図るとともに、障害者関係団体を含む「市民参加」の体制で計画の推進にあたります。

さらに、広域的な視点による展開が望ましい施策や事業については、埼玉県・近隣市町・社会福祉協議会をはじめとする民間団体との連携のもとで推進していきます。

2. 計画の達成状況の点検と評価

本計画の期間中は、各種施策の進捗状況やサービスの見込量等の達成状況を毎年点検・評価し、その結果に基づいて翌年度の施策の見直しを行う「PDCA⁵⁵サイクル」を実施します。

また、庁内推進会議、障害者計画等審議会を毎年度開催し、計画の進捗状況や達成状況に関する評価結果を、公開します。



⁵⁵ PDCA: 事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進めるための手法の一つで、Plan(計画)、Do(実施・運用)、Check(点検)、Action(見直し)の4段階を繰り返すことによって業務を継続的に改善すること。

